消費税軽減税率制度説明会開催

２０１９年１０月１日の消費税率引上げと同時に実施される消費税軽減税率制度について、事業者の方を対象にした説明会を開催します。

消費税の課税事業者の方だけでなく、免税事業者の方も、取扱商品の適用税率や適用税率ごとの区分経理など、制度の実施に向けた準備が必要になります。

多くの事業者の方が関係する制度ですので、ぜひ説明会にお越しください。

**お申込は、市川商工会議所　指導課　☎０４７－３７７－１０１１**　まで。

〖日　時〗１月２３日（水）１４：００～１６：００

〖会　場〗市川商工会議所　２階　第１会議室

〖内　容〗（１）消費税軽減税率制度について（市川税務署担当官）

　　　　　（２）消費税軽減税率制度に係る事業者支援措置等

（消費税軽減税率制度に係る事業者支援措置(補助金等)説明会派遣講師）

〖問合せ〗市川税務署法人課税第１部門　０４７－３３５－４１０１（代表）内線４１５

　　　　　市川商工会議所　指導課　　　０４７－３７７－１０１１